

光化学オキシダント緊急時発令状況等

令和6年4月 広島県環境保全課

1 光化学オキシダント緊急時の発令基準及び措置基準

区分	発令基準	措置基準		
		ばい煙排出者※ ¹	VOC排出者※ ²	自動車所有者 自動車使用者
	1以上の測定点における光化学オキシダント濃度基準（1時間値）、及び気象条件	排出ガス量等	VOC排出量 又は飛散量	自動車の運行
発令	情報	1時間値で0.10ppm以上、かつ当該大気 の汚染状況の継続の見込み	20%以上の自主的減少 ⇒協力を求める	減少準備 ⇒協力を求める
	注意報	1時間値で0.12ppm以上、かつ当該大気 の汚染状況の継続の見込み	20%以上の減少 ⇒協力を要請する	自主的制限 ⇒協力を求める
	警報	1時間値で0.40ppm以上、かつ当該大気 の汚染状況の継続の見込み	排出ガス量等の40%以上の削減 ⇒命令する	減少 ⇒命令する

※1 工場・事業場において、ばい煙発生施設からの全排出ガス量（湿り、最大量）が4万Nm³/h以上排出する者及びその他知事が必要と認める者

※2 大気汚染防止法第2条第5項に定める揮発性有機化合物（VOC）排出施設を有する者

2 情報、注意報の発令回数

情報、注意報の発令回数は次のとおりである。

警報は現在まで1度も発令されていない。

【月別発令回数(過去10年)】

年度	情 報								注 意 報							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
26	1	9	3	4				17								0
27	4	17	6	1	23			51		3	1		4			8
28		38	3	16	53	1	1	112		7			2			9
29	9	12	21	5	2	1		50		1						1
30		1	11	28	2			42				5				5
R1	6	75	2		13			96		8			2			10
2			3		5			8					1			1
3			12	1	3			16								0
4		7		5	3			15		2		2				4
5				4	2			6				2				2

【令和5年度 地区・月別発令回数】

地 区	情 報								注 意 報							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
大 竹																
廿 日 市																
広 島																
可 部																
海 田																
呉																
広																
東 広 島																
本郷・河内																
竹 原																
大 崎																
三 原																
尾 道					1			1								
松 永																
福 山				2	1			3				1				1
福山北部				1				1				1				1
府 中				1				1								
芸 北																
備 北																
合 計				4	2			6				2				2
発令日数				2	1			3				1				1

3 健康被害届出状況

光化学オキシダントによる健康被害の届出状況は次のとおりである。

(単位:人)

年度	学 校 関 係					一般住民	合計
	園児	小学生	中学生	高校生	教職員		
昭和47年度		539	735	131			1,405
昭和48年度			312	55			367
昭和49年度		371	1,801	440	29	19	2,660
昭和51年度		22	2				24
昭和52年度		11		24		3	38
昭和53年度	90		6				96
昭和54年度		2					2
昭和58年度			26				26
昭和60年度				11			11
平成20年度			3				3
平成21年度				6			6
平成29年度		1			1		2

※ 表にない年度については、被害報告はありません。

4 オキシダント注意報、警報発令時の県民への周知事項

注意報等を発令したときは、県の関係機関や各市町を通じ、また、報道機関の協力を得て、次の事柄に注意するよう呼びかけ、健康被害の未然防止に努めている。

- 1 目、のどに刺激を感じた者は、洗眼、うがい等を行うとともに必要に応じ医師の診断を受け、最寄りの県厚生環境事務所（支所を含む）又は市町役場に連絡すること
- 2 できるだけ外出しないようにすること（特に呼吸器系疾病患者等）
- 3 学校、幼稚園、保育所においては、状況に応じ屋外運動を中止すること
- 4 自動車を使用する者は、不要・不急の自動車の運行を差し控えるようにすること
- 5 植物又は家畜に異常を認めた者は、最寄りの市町役場に連絡すること